

並行輸入車等のリサイクル料金等の預託及び預託証明に関する約款

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下、「JARC」といいます。)は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下、「自動車リサイクル法」といいます。)第2条第16項に定める自動車製造業者等に該当しない者(個人を含む。)が輸入した自動車等(以下、「並行輸入車等」といいます。)について、自動車リサイクル法第74条第1項の規定により、最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けようとする者(以下、「並行輸入車等預託申請業者」といいます。)がJARCに対して行う再資源化預託金等の預託及び資金管理料金の支払い(以下、「リサイクル料金等の預託」といいます。)の申請手続及び当該申請後に並行輸入車等預託申請業者が行うリサイクル料金等の預託に基づきJARCが行う預託証明に関して、これまでの並行輸入車に係る使用済自動車再資源化預託金等の預託証明書交付申請手続に関する基本約款(以下「旧約款」といいます。)を改正し、新たに「並行輸入車等のリサイクル料金等の預託及び預託証明に関する約款」(以下、「本約款」といいます。)を定めます。

第1条 (用語の定義)

1. 本約款において使用する用語の定義は、本約款で特に定める場合を除き、自動車リサイクル及び関連法令の定めるところによるものとします。
2. 「再資源化等預託金」とは、自動車リサイクル法第34条第1項各号及び第108条第1項各号に定める料金をいいます。
3. 「再資源化預託金等」とは、再資源化等預託金及び自動車リサイクル法第73条第4項に定める情報管理料金を合わせた額をいいます。
4. 「リサイクル料金等」とは、再資源化預託金等及び自動車リサイクル法第73条第6項に定める再資源化預託金等の管理に関する料金(以下、「資金管理料金」といいます。)を合わせた額をいいます。
5. 「ウェブサイト」とは、JARC、一般社団法人自動車再資源化協力機構、自動車破碎残さリサイクル促進チーム、豊通リサイクル株式会社 ASR再資源化事業部により運営される「自動車リサイクルシステム ホームページ(<https://www.jars.gr.jp/>)」を指します。
6. 構内車とは、工場・空港等の敷地で使用され、公道を走行せずリサイクル料金が預託されていない未登録の自動車をいいます。
7. 並行輸入車等とは、並行輸入車、未登録の構内車及び正規輸入車をいいます。

第2条 (法令の遵守)

並行輸入車等預託申請業者は、自動車リサイクル法及び関連法令を遵守するものとします。

第3条 (預託申請)

1. 並行輸入車等預託申請業者はリサイクル料金等の預託をしようとするときは、JARCがウェブサイト上に掲載する詳細マニュアルに定める方法により申請内容及び第2項の必要書類を添付又は電子データをアップロードして申請を行うものとします。
2. 前項の預託申請を行う際の必要書類を以下の各号のとおりと定めます。

(1) 予備検査を受けない並行輸入車の場合

- ・自動車通関証明書の写し
- ・並行輸入自動車届出書の写し
- ・自動車排出ガス試験結果成績表の写し(ただし、自動車排出ガス試験が免除される車両の場合は不要とする。)

(2) 予備検査を受けている並行輸入車の場合

- ・自動車予備検査証の写し

(3) 未登録の構内車及び正規輸入車の場合

車両の諸元が記載されている以下の書類のうち、入手可能なもの全て

- ・完成検査終了証の写し
- ・自動車予備検査証の写し
- ・自動車排出ガス検査終了証の写し
- ・製造販売証明書の写し

第4条 (申請内容の確認)

1. JARC は、リサイクル料金等の預託申請の内容及び必要書類を確認し、不備・不足がなければ申請を受理し、申請内容の不備・必要書類不足等があった場合は、申請内容の修正・追加の必要書類の提出を依頼することがあります。
2. JARC は、前条第 2 項の規定に基づき申請者から提出された必要書類について不明な点がある場合は、その書類について調査を行うことができるものとします。

第5条 (リサイクル料金等の通知)

JARC は、預託申請を受理したときは、内容及び必要書類を基に再資源化等預託金を設定し、これに情報管理料金及び資金管理料金を加えたリサイクル料金等の総額を並行輸入車等預託申請業者に JARC がウェブサイト上に掲載する詳細マニュアルに定める方法により申請者に対して通知するものとします。

第6条 (リサイクル料金等の預託)

申請者は、前条に基づき JARC から通知を受けたリサイクル料金等の総額を確認のうえ、JARC がウェブサイト上に掲載する詳細マニュアルに定める方法で払い込むことにより、リサイクル料金等を JARC へ預託するものとします。

第7条 (預託証明)

1. JARC は、前条に基づく並行輸入車等預託申請業者からのリサイクル料金等の預託を確認した後、並行輸入車等預託申請業者が当該並行輸入車等の最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けようとする場合に、JARC が指定する方法で当該並行

輸入車等に係る再資源化預託金等が預託されたことを JARC がウェブサイト上に掲載する詳細マニュアルに定める方法により証するものとします。

2. JARC は、前項に基づく預託証明のうち、並行輸入車等預託申請業者等がウェブサイトからダウンロードした「自動車リサイクル料金の預託状況」に不正の疑いがあると判断したときは、JARC が有するリサイクル料金等の預託に関する情報をもとにリサイクル料金等が預託済又は未預託かを判断するものとします。

第8条(反社会的勢力の排除)

1. JARC は、並行輸入車等預託申請業者が以下の各号のいずれかに該当する者(以下「反社会的勢力」といいます。)であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、JARC 及び当該並行輸入車等預託申請業者間の本約款を解除することができます。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等
 - (7) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (8) 政治活動等標ぼうゴロ
 - (9) 政治活動等標ぼうゴロ
 - (10) その他前各号に準ずる者
2. JARC は、並行輸入車等預託申請業者が反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、JARC 及び当該並行輸入車等預託申請業者間の本約款を解除することができます。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
3. JARC は、並行輸入車等預託申請業者が自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、JARC 及び当該並行輸入車等預託申請業者間の本約款を解除することができます。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて JARC の信用を棄損し、又は JARC の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. JARC が本条各項の規定により JARC 及び当該並行輸入車等預託申請業者間の本約款を解除した場合には、当該並行輸入車等預託申請業者に損害が生じても JARC は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、係る解除により JARC に損害が生じたときは、当該並行輸入車等預託申請業者はその損害を賠償するものとします。

第9条（費用）

並行輸入車等預託申請業者が本約款を履行する際に要する費用（書類送付費用を含む。）が発生した場合、当該費用（公租公課を含む。）については、並行輸入車等預託申請業者の負担とします。

第10条（準拠法）

本約款は、日本法を準拠法とします。

第11条（合意管轄裁判所）

本約款に関して、JARC と並行輸入車等預託申請業者との間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第12条（約款の改定）

並行輸入車等預託申請業者は、本約款が JARC により必要に応じ改定されうることをここに了解するものとします。JARC は、改定した本約款をウェブサイト上に表示することにより、その内容を並行輸入車等預託申請業者に通知するものとします。

第13条（効力発生日）

本約款の効力発生日は令和 8 年 1 月 1 日とし、旧約款は同日をもって失効するものとします。
なお、本約款は令和 7 年 11 月 5 日に作成されたものです。

以上